私立高等学校の通信制課程の設置認可等審査基準

(趣旨)

第1条 静岡県知事(以下「知事」という。)が、私立高等学校の通信制の課程の設置、学科の設置、収容定員の変更に係る学則変更の認可を行う場合には、学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)、高等学校通信教育規程(昭和37年文部省令第32号。以下「規程」という。)、「高等学校通信教育の質の確保・向上のためのガイドラインの策定について」(平成28年9月30日28文科初第913号文部科学省初等中等教育局長通知)その他の関係法令等の定めるところのほか、この審査基準によるものとする。

(認可の方針)

- 第2条 通信制の課程のみを置く私立高等学校(以下「独立校」という。)の新設については、次 の各号のいずれにも該当するものでなくてはならない。
 - (1) 独自の教育理念に基づき、特色ある教育を行うものであること。
 - (2) 本県に当該独立校を設置する目的が妥当であって、県内の青少年の教育上必要性が認められるものであること。
 - (3) 学校法人の適正な運営並びに教育の公共性及び公益性が確保されるものであること。
 - (4) 学校法人の経営基盤の安定性が確保されるものであること。
 - (5) 生徒募集に関して、課程の独自性にかんがみ、既設の学校と不当に競合するものでなく、 県下の学校教育の協調ある発展に寄与し、その役割を十分に果たすことが期待されるもので あること。

(立地)

- 第3条 立地については、次の各号のいずれにも適合していなくてはならない。
 - (1) 風俗営業施設(風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に規定する風俗営業又は性風俗特殊営業を行う施設をいう。)などの教育にふさわしくない施設が、周辺に立地していないなど、高等学校教育を行う上で適切な環境に位置すること。
 - (2) 適正な教育条件を確保するため、既存の学校の配置、学科の設置の状況等を考慮した適切な立地であること。

(規模)

第4条 収容定員は、通信教育の用に供する施設(以下「教育施設」という。)ごとに定員を定め、 その定員の合計とする。

(教職員の数)

- 第5条 規程第5条第1項に規定する副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭及び教諭(以下「教諭等」という。)の数は、別表1に掲げる方法により算定した数以上とし、教育上支障がないものでなければならない。
- 2 教諭等のうち、5人を超えた者については、教育上支障がない場合、常勤講師をもってこれ に代えることができる。
- 3 規程第3条に規定する実施校(以下「実施校」という。)が高等学校全日制の課程又は定時制

- の課程を併置する場合は、第1項に定める方法により算定した数から4を減ずることができる。
- 4 実施校には、養護教諭又は生徒の養護をつかさどる職員1人以上を置かなければならない。 ただし、他の職を兼ねることができる。
- 5 実施校は、スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの配置に努めること。
- 6 実施校の事務職員の数は、別表2に掲げる方法により算定した数以上としなければならない。
- 7 実施校には事務長を置き、事務長は事務職員をもって、これに充てること。

(教育施設)

- 第6条 教育施設は、次に掲げるものとする。
 - (1) 実施校
 - (2) 規程第3条に規定する協力校(以下「協力校」という。)
 - (3) 学校教育法第55条に規定する施設(以下「指定技能教育施設」という。)
- 第7条 実施校の校舎には、規程第9条第1項各号に掲げる施設並びに規程第10条第1項の校具 及び教具を備えるとともに、教育目標を達成するために必要かつ十分な施設及び設備を備えな ければならない。
- 2 実施校の施設は、「高等学校施設整備指針」(平成6年3月31日文部省大臣官房文教施設部作成)を踏まえた施設とするものとする。
- 3 実施校の普通教室は、生徒数及び面接指導の単位時間数等に応じ、適正な面接指導等が実施 できる数を確保するものとする。
 - なお、普通教室の面積は、原則として、同時に面接指導を受ける生徒1人当たり1.5 m以上とし、その数に5 m以上を加えた数とする。
- 4 実施校の特別教室は、教育課程に応じて必要な設備を有する居室を備え、教科・科目等の授業に必要な実験・実習等のための設備を備えなければならない。
- 5 実施校の図書室は、次の各号に定める要件を満たすものとする。
 - (1) 実施校として生徒数に応じた必要な図書を配架すること。
 - (2) 配架した図書を有効に利用できる面積を確保すること。
 - (3) 前号の面積に加え、閲覧場所として65㎡以上を備えること。
- 6 実施校の保健室には、「学校保健法および同法施行令等の施行にともなう実施基準」(昭和33年6月16日文体保第55号文部省体育局長通達)を参照し、必要な備品を備え、これらを設置するために必要な面積を確保するものとする。
- 7 実施校には、原則として、校舎等と同一の敷地又はその隣接地に屋内運動場を設置するもの とし、次の各号に定める要件を充足しなければならない。
 - (1) 学習指導要領に定める球技等が実施可能な形状であり、運動等が安全に行える施設であること。
 - (2) 「公立学校施設費国庫負担金等に関する関係法令等の運用細目」(平成18年7月13日18文 科施第188号文部科学大臣裁定)の第4公立学校建物の校舎等基準表に定める高等学校の屋内運動場の基準面積を充足すること。ただし、特別の事情があり、教育上支障がない場合にあっては、面積を600㎡(屋内運動場として使用できる有効な面積を指し、分割されない同一平面で確保されるものに限る。)以上とすることができる。

- 8 実施校は、学校保健安全法及び学校環境衛生基準を遵守しなければならない。
- 第8条 協力校を設け、又は、指定技能教育施設と連携する場合には、次の各号の要件を満たす ものでなければならない。
 - (1) 生徒の修学に支障を来すことのないよう、実施校との協力・連携関係が確実に確保されるものであること。
 - (2) 当該施設の本来の目的である教育活動等に支障がなく、通信制高校の生徒の教育を行うことができる施設・設備が提供されること。

(資産等の保有)

第9条 実施校の校地、校舎その他の施設及び設備は、原則として、負担付き(担保に供されている等)又は借用であってはならない。ただし、校地については、教育上支障がなく、かつ、20年以上の賃借権を取得し、これを登記する等、将来にわたり安定的に使用できる場合は、この限りでない。

(設立資金)

第10条 実施校の施設及び設備の取得に必要な資金(以下「設置経費」という。)は、原則として 全額、設置者である学校法人の自己資金によらなければならない。

(運用資金等)

- 第11条 新設法人にあっては、認可申請時において、実施校の開設年度の経常的経費の2分の1 に相当する運用資金を保有していなければならない。
- 2 実施校の設置後3年度までの各年度の経常的経費の財源は、生徒納付金その他確実な計画に よる資金をもって充てるものとする。

(既存学校法人による学校設立資金等)

- 第12条 既存の学校法人(知事所轄外の学校法人を含む。)が学校を設置する場合にあっては、設置経費並びに設立当初の運用資金の財源は、原則として寄附金、当該新設学校設置のための積立金、資産売却収入等を充てることとし、設置経費及び運用資金の財源に、退職給与引当特定預金、減価償却引当特定預金など、既設学校の経営に影響を及ぼす財源として適当と認められないものが含まれていないこと。
- 2 既設学校について必要な引当特定預金等を保持した上で、既設学校の流動資産から流動負債 及び既設学校の運営に必要な年間消費支出相当額を控除した部分については、既設学校の経営 に影響がない範囲で新設学校の設置経費及び設立当初の運用資金の財源に繰り入れすることが できる。

(課程の設置認可)

第13条 課程の設置認可については、第2条から第12条の規定を準用する。この場合において、「独立校」は「課程」と読み替える。

(学科の設置認可)

第14条 学科の設置認可については、第4条、第11条第2項及び第12条の規定を準用する。 (収容定員に係る学則変更認可)

第15条 収容定員の変更を内容とする学則変更認可については、第4条から第12条までの規定を 準用する。

(分校の設置)

第16条 分校の設置については、第2条から第12条の規定を準用する。この場合において、「認可」 は「届出」と読み替える。

(広域の課程に係る学則変更認可)

- 第17条 本県以外に通信教育を行う区域(以下「教育区域」という。)を設定する場合は、次によるものとする。
 - (1) 教育区域に加えようとする都道府県内に分校若しくは協力校を設置し、又は指定技能教育施設と連携するものとする。
 - (2) 当該都道府県の意向を聴取し、影響を考慮しなければならない。

(設置計画の承認及び設置認可)

- 第18条 独立校の設置認可に係る申請から認可までの手続については、次のとおりとする。
 - (1) 設置計画書の提出

認可を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、開設年度の前々年度の5月末までに別に定める設置計画書(以下「計画書」という。)を知事に提出しなければならない。ただし、校舎の建築を伴わない場合であって、教育上支障のないことが確実と認められる場合に限り、提出期限を学校の開設年度の前年度の5月末までとすることができる。

(2) 計画書の審査

知事は、計画書の審査にあっては、次の関係機関の意見を聴くとともに必要に応じて現地 調査を実施する。

- ア 県教育委員会
- イ 公益社団法人静岡県私学協会
- ウ その他知事が必要と認めるもの
- (3) 計画書の承認

知事は、計画書を承認しようとする場合には、あらかじめ私立学校審議会(以下「審議会」 という。)の意見を聴くものとする。

(4) 設置認可申請書の提出

申請者は、計画書の承認を受けた後、開設年度の前年度の11月末までに別に定める設置認可申請書(以下「申請書」という。)を知事に提出しなければならない。

(5) 審査及び認可

知事は、適正な内容の申請書を受理後、内容を審査した上で審議会に諮問し、審議会から の答申後10日以内に答申内容を申請者に通知する。

2 前項の規定は、第13条から第17条までに規定する課程の設置認可等の手続について準用する。 このうち第15条及び第17条の場合において、「設置」及び「開設」は「学則の変更」と読み替 える。

ただし、第15条に規定する収容定員を変更する場合の学則変更については、収容定員を減じるなど、教育上支障ないことが確実と認められる場合に限り、計画書の提出を要しない。

3 前項ただし書きの場合において、認可に係る申請書の提出は、第1項第4号の規定にかかわらず、変更年度の前年度の5月末までとする。

附則

- 1 この基準は、平成14年3月25日から施行する。
- 2 この基準は、施行日以後に受ける、新たに申請される独立校の設置、課程若しくは学科の設置、又は収容定員に係る学則変更若しくは広域の課程に係る学則変更認可の審査から適用する。

附則

この基準は、平成17年4月1日から施行する。

附則

この基準は、平成27年4月1日から施行する。ただし、この改正後の審査基準第6条第2項に 定める屋内運動場の基準は、平成27年3月31日以前に設置した通信制高等学校には適用しない が、基準を満たさない学校については、これを充足するように努めなければならない。

附則

- 1 この基準は、平成29年12月27日から施行する。
- 2 改正後の第7条第2項から第8項までの規定は、平成29年12月26日以前に設置した通信制 高等学校には適用しない。ただし、これらの基準を充足するように努めなければならない。

附則

この基準は、令和2年4月1日から施行する。

附則

この基準は、令和4年5月2日から施行する。

附則

この基準は、令和5年5月10日から施行する。

別表1 (第5条関係)

教員数

収容定員	人数
240 人以下	9
241 人以上 1,200 人以下	(収容定員-240)÷100+9
1,201 人以上 5,000 人以下	(収容定員-1,200)÷150+18
5,001 人以上	44 に生徒数の増加に応じた相当数を加えた数

¹未満の端数が生じたときは、1に切り上げる。

別表2 (第5条関係)

事務職員数

収容定員	人数
240 人以下	3
241 人以上 5,000 人以下	(収容定員-240)÷400+3
5,001 人以上	15 に生徒数の増加に応じた相当数を加えた数

1未満の端数が生じたときは、1に切り上げる。